

大崎上島町 介護予防ケアマネジメントの手引き

平成28年6月 福祉課 介護保険係
(令和3年4月 修正)

1. 介護予防ケアマネジメントとは

- (1) 対象者
- (2) 事業内容

2. 介護予防ケアマネジメントの類型

- (1) 類型
- (2) ケアマネジメントの考え方
- (3) 実施主体
- (4) 計画書様式
- (5) 報酬
- (6) 対象者とケアプランの種類の整理
- (7) 移行時期
- (8) サービス計画書の届出

3. 介護予防ケアマネジメントの請求と支払

- (1) 請求と支払
- (2) サービス種類コードと単価

4. 利用者との契約

5. 住所地特例対象者における介護予防ケアマネジメント

6. 地域ケア会議等の活用

参考資料：大崎上島町介護予防ケアマネジメント事業実施要綱

1. 介護予防ケアマネジメントとは

介護保険法第115条45第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業として、サービスを受ける者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業をいう。（大崎上島町介護予防・日常生活支援総合事業第2条第6号）

(1) 対象者

居宅要支援被保険者等（要支援者及び事業対象者）

(2) 事業内容

対象者に対し、適切なアセスメントを実施することにより、対象者の状況を踏まえた目標を設定し、対象者がそれを理解したうえで目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的なサービスの利用等について検討し、必要に応じてケアプランの作成およびモニタリング評価等を行うものとする。

2. 介護予防ケアマネジメントの類型

(1) 類型

| 類型 | サービス | 対象者 | 事業費 | モニタリング |
|--------------------------------|--|---------------|--|--------|
| ① ケア マネ ジメ ント A | ・訪問介護、通所介護相当サービス ・緩和した基準による訪問型、通所型サービスAなどの指定を受けた事業者のサービス ・短期集中予防サービス (通所型サービスC) | 要支援者 事業対象者 | 4,380円 初回加算 3,000円 委託連携加算 3,000円 | 3か月ごと |

| | | | | |
|--------------------------------|--|---------------|--|--------------------|
| ② ケア マネ ジメ ント B | <ul style="list-style-type: none"> 生活援助サービス 住民主体訪問型サービスなどの指定事業者以外のサービス | 要支援者 事業対象者 | 2,190円 初回加算 3,000円 委託連携加算 3,000円 | 適宜 |
| ③ ケア マネ ジメ ント C | <ul style="list-style-type: none"> 一般介護予防事業等 (いきいき百歳体操等) | 要支援者 事業対象者 | 1,500円 | 省略可 状況把握 を実施 |

(2) ケアマネジメントの考え方

① ケアマネジメントA

現行相当サービス及び訪問型、通所型サービスA、短期集中サービス（訪問・通所型C）を利用する場合。

実施方法については、介護予防支援と同様、アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定する。

モニタリングについては少なくとも3か月ごとに行い、利用者の状況等に応じてサービスの変更を行う。

② ケアマネジメントB

生活援助サービス、住民主体訪問型サービス、その他の生活支援サービスを利用する場合、ケアマネジメントAと同様であるが、サービス担当者会議を省略したケアプランの作成と、必要に応じたモニタリング時期を設定し、簡略化した介護予防ケアマネジメントを実施する。

③ ケアマネジメントC

利用者本人とともに自身の状況、目標の達成を確認し、セルフマネジメ

ントでの「社会参加による介護予防」につなげ、一般介護予防事業や地域のサロンなどの住民主体の支援等を利用した場合。

(3) 実施主体

住所のある地域包括支援センターが担当する。住所地特例施設の場合で施設に住所を移している住所地特例者は施設所在地の地域包括支援センターが担当する。

要支援者に対する介護予防ケアマネジメントは従来の介護予防支援と同様に、業務の一部を居宅介護予防支援事業所へ委託できる。その場合、初回の介護予防ケアマネジメント実施時には地域包括支援センターが同行し、必要なサービスについて委託先事業所と検討し、その後ケアマネジメントにも積極的に関与する。

(4) 計画書様式

今までの「介護予防サービス・支援計画書」様式を使用。その他に、より本人にあった目標設定に向けて「興味・関心チェックシート」、「居宅訪問チェックシート」等を利用し、本人の趣味、社会活動、生活歴等から「したい」「できるようになりたい」という目標が持てるような支援が必要。

なお、ケアマネジメントCの様式としては、簡略化した様式の利用が可能であり、介護予防手帳の活用ができる。

(実際の介護予防ケアマネジメントの実施については、「大崎上島町介護予防ケアマネジメント【令和3年度～】」も参照)

(5) 報酬

1単位10円とする。

① ケアマネジメントA

現行の介護予防支援と同様。438単位と初回加算300単位。また委託連携加算として、300単位加算。

② ケアマネジメントB

担当者会議は不要であるため、基本単位はケアマネジメントAの半額の219単位とする。

初回はアセスメントやプラン作成、契約事務があるためケアマネジメントAと同様に300単位加算。

また委託連携加算として、300単位加算。

③ ケアマネジメントC

担当者会議は不要であるため、基本単位は150単位とする。初回限り。

初回加算の取り扱い

初回加算については指定介護予防給付における基準に準じ、下記のとおりとする。

ア 新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合

(介護予防ケアマネジメントの実施が終了して2月以上経過した後
に、介護予防ケアマネジメントを実施する場合)

イ 要介護者が要支援または事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合

ただし、要支援者が更新申請せずに事業対象者に移行してサービスを利用した場合は算定できない。

(6) 対象者とケアプランの種類の整理

| 対象者 利用サービス プランの種類 | 要支援者 | | | 事業対象者 |
|-------------------------|--------|---------------|--------|--------|
| | 予防給付のみ | 予防給付と 総合事業 | 総合事業のみ | 総合事業のみ |
| 介護予防ケアマネジメント | × | × | ○ | ○ |
| 介護予防支援 | ○ | ○ | × | × |

(7) 移行時期

現在認定されている方は、平成 28 年度の更新により、要支援者になった場合は、総合事業へ移行していく。

基本的には、平成 28 年 3 月末に認定期間満了の方から、総合事業の対象者となるが、総合事業の体制が整い次第移行していく。

(8) サービス計画書の届出

| 区分 | 介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書 | 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書 | 理由 |
|-------------------------|-----------------------|------------------------------------|------------------------------|
| 介護給付から 予防給付 | ○ | ○ | 居宅介護から 地域包括へ |
| 介護給付から 総合事業 | × | ○ | 居宅介護から 地域包括へ |
| 要支援者が予 防給付から 総合事業 | × | ○ | 国保連に委託 しているため 確認が必要 |
| 要支援者から 事業対象者 | × | ○ | 認定がなくな るため 再度届出が必 要 |

3. 介護予防ケアマネジメントの請求と支払

(1) 請求と支払

| 区分 | サービスの種類 | サービス主体 | 対象者 | プランの種類 | 請求先 |
|-------------------|---|-----------|------------|----------------------|----------------|
| 予防給付 | 福祉用具 訪問看護等 | 指定を受けた事業者 | 要支援者 | 介護予防 支援費 | 国保連合会 給付管理票 |
| 予防給付 と総合事業との併用 | 福祉用具等と 訪問・通所型 サービス | | | | |
| 総合事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護、通所介護相当サービス ・緩和した基準による訪問型、通所型サービスA ・短期集中予防サービス(通所型サービスC) | 指定を受けた事業者 | 事業対象者 | ケアマネジメント費(ケアマネジメントA) | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・生活援助サービス ・住民主体訪問型サービス | | | 指定を受けた事業者 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・一般介護予防事業等(いきいき百歳体操) | 指定事業者以外 | 要支援者・事業対象者 | ケアマネジメント費(ケアマネジメントC) | |

(2) サービス種類コード単価

大崎上島町介護予防ケアマネジメントサービスコード表（令和3年4月1日～）

| サービスコード | | サービス内容略称 | 算定項目 | 合成単位数 | 算定単位 |
|---------|------|--------------------------------|--------------------------------------|-------|-------|
| 種類 | 項目 | | | | |
| AF | 1001 | 介護予防ケアマネジメントA | 介護予防ケアマネジメントA 事業対象者・要支援1・2 438単位 | 438 | 1月につき |
| AF | 1002 | 介護予防ケアマネジメントA・初回 | 初回加算 300単位加算 | 738 | |
| AF | 1003 | 介護予防ケアマネジメントA・委託連携 | 委託連携加算 300単位加算 | 738 | |
| AF | 1007 | 介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携 | | 1,038 | |
| AF | 1004 | 介護予防ケアマネジメントB | 介護予防ケアマネジメントB 事業対象者・要支援1・2 219単位 | 219 | |
| AF | 1005 | 介護予防ケアマネジメントB・初回 | 初回加算 300単位加算 | 519 | |
| AF | 1008 | 介護予防ケアマネジメントB・委託連携 | 委託連携加算 300単位加算 | 519 | |
| AF | 1009 | 介護予防ケアマネジメントB・初回・委託連携 | | 819 | |
| AF | 1006 | 介護予防ケアマネジメントC・初回 | 介護予防ケアマネジメントC 事業対象者・要支援1・2 150単位 | 150 | |
| AF | 8310 | 介護予防ケアマネジメント（令和3年9月30日までの上乘せ分） | 新型コロナウイルス感染症への対応 所定単位数の 1/1000 加算 | 1 | |

4. 利用者との契約

総合事業に移行した場合、新しい契約となるので、今後のサービス内容に対応できるよう、介護予防支援の利用でも更新時に新しい契約書に切り替えること。

- (1) 契約書
- (2) 重要事項説明書
- (3) 個人情報使用同意書

5. 住所地特例対象者における介護予防マネジメント

住所地特例対象者が総合事業だけを利用する場合は、介護予防ケアマネジメント費用は大崎上島町へ請求する。

(ただし、平成29年4月サービス分より国保連合会へ請求可能)

大崎上島町が、年1回負担金調整依頼書を国保連合会に提出し、財政調整する。

指定事業者によるサービス事業費は国保連合会を通じて支払う。ただし、委託事業者や補助による事業者がサービスを提供した場合（介護予防ケアマネジメントを除く）は除く。

6. 地域ケア会議等の活用

地域に必要な「地域づくり・資源開発機能」と「政策形成機能」を果たすため、地域ケア会議を設置するものとし、

地域包括支援センターが主催する「地域ケア個別会議」は以下の事務を実施する。

- (1) 高齢者等の処遇困難個別課題の支援内容の検討
- (2) 高齢者等の自立支援に向けたケアマネジメントの支援
- (3) 高齢者の実態把握や課題解決を検討するためのネットワークの構築

地域ケア個別会議の構成員は、次の各号に掲げる者のうち、事案の内容に地域包括支援センターにより選定し実施する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 居宅介護支援専門員
- (4) 介護保険サービス事業者又は福祉サービス事業者
- (5) 社会福祉協議会職員
- (6) 区長会代表者
- (7) 町職員
- (8) 生活支援コーディネーター
- (9) 大崎上島町地域包括支援センターが必要と認める者